

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人片山家能楽・京舞保存財団の定款第43条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 この法人の趣旨に賛同し、その公益目的事業を支援し、または協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、次の2種類とする。
 - (1) 一般会員（個人または団体）
 - (2) 特別会員（個人または団体）

(入退会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 賛助会員は、退会届を提出することにより、いつでも自由に退会することができる。

(会費)

第4条 賛助会員の会費はつぎのとおりとする。

- (1) 一般会員 年額一口 1万円
- (2) 特別会員 年額一口 10万円

- 2 会費の納入は、毎年度、賛助会員のための専用の口座に払い込むものとする。
- 3 既納会費は、退会その他事由の如何を問わず、返還しない。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、当財団の実施事業について次のような便益を受けることができる。

- (1) 財団が主催（または共催）する研究会、講演会、催事への優先的参加

(会費の使途)

第6条 第4条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は定款第4条に定める公益目的事業に使用する。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 3年以上会費を滞納したとき
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、理事会の決議を経て理事長が行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。